

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 浸水対策重点地域緊急工事（一宮川第三調節池・工事用道路舗装工）

路 線 名 二級河川一宮川水系 一宮川

工 事 箇 所 長生郡長南町 岩川

発注者名：千葉県一宮川改修事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 工期は、特記仕様書のとおりとし、履行報告書により実施工程表を監督職員に提出し、その了解を得なければならない。また、実施工程表により工程管理を行い、変更が生じた場合には監督職員に報告し確認を得ること。 ・ なお、履行報告書は毎月末に提出すること。
用 地 関 係	・ 河川用地、民地及び道路用地等の境界には注意を払い施工すること。 ・ 民地を借地する際は、用地境界を明確にし、借地箇所、借地期間、復旧方法等について、監督職員と協議すること。
公 害 対 策 関 係	・ 本工事で使用する建設機械は、低騒音、排出ガス対策型を原則とする。 ・ 工事に伴う騒音・振動等に対し、十分配慮すること。 ・ 工事に伴い発生する粉塵に対し、近隣家屋に影響が生じないよう十分配慮すること。
安 全 対 策 関 係	・ 安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 ・ 交通誘導警備員の配置については、特記仕様書によるものとする。
工 事 用 道 路 関 係	・ 資材、重機の搬出入経路及び作業ヤードについては、現場精査後に検討し、施工計画書にて監督職員の確認を得ること。
仮 設 備 関 係	・ 特になし
建 設 副 産 物 関 係	・ 特記仕様書によるものとする。
工 事 支 障 物 件 等	・ 施工箇所にある敷鉄板については別工事にて撤去する。 ・ 工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には、監督職員の指示に従うこと。
排水工（汚濁処理を含む）関係	・ 水質が汚濁しないように努めること。
薬 液 注 入 関 係	・ 特になし
そ の 他	・ 変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等、疑義が生じた場合は別途協議する。 ・ 施工にあたっては、一宮川第三調節池内の施工している関係者などと十分調整を図ること。 ・ 地権者や住民等の苦情には誠意を持って対応すること。